

公募要領

「京都ならではの学び・魅力向上」協議会

「大学のまち京都・学生のまち京都」アプリ（仮称）の開発業務（以下、「本業務」という。）に関する受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うため、次のとおり提案を募集する。

1 本業務の目的

京都市や大学コンソーシアム京都、地域、企業等の多様な主体による、京都でしか味わえない学生生活を実現する様々な取組や学生向けの各種情報を、学生に直接かつ確実に届けるとともに、学生のニーズ・行動特性の収集・活用を通じた、様々な取組の改善や新たな事業の創出など、好循環を生み出すための基盤として、「大学のまち京都・学生のまち京都」アプリ（仮称）（以下、「アプリ」という。）の開発を行う。

2 委託業務の内容

(1) 件名

「大学のまち京都・学生のまち京都」アプリ（仮称）の開発

(2) 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

(3) 委託内容

「仕様書」のとおり

3 契約上限額

金7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格要件

(1) 単一事業体の場合

下記ア～カの条件をすべて満たし、誓約書【様式1】を提出する者

ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 国税及び地方税を滞納していないこと。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に関係すると認められる者でないこと。

カ IOS27001・プライバシーマークのいずれかを取得していること

キ 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

(2) 共同事業体の場合

上記「4(1)」に掲げる要件を全て満たす構成員により結成されたものとし、その結成方法は2者又は3者による自主結成とし、共同事業体協定書を締結していること。

5 応募手続等

プロポーザルに応募する者は、次のとおり、企画提案書を提出すること。

(1) 提出内容等

「提案書作成要領」のとおり

(2) 提出期限

令和元年5月29日（水）午後5時まで

(3) 提出方法

「9問合せ及び提出先」に、持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）

6 本件に対する質問期間及び回答

(1) 質問期間

令和元年5月15日（水）午前9時から同年5月22日（水）午後5時まで

※ 質問期限後の質問は、一切受け付けない。

(2) 質問方法

様式は自由とし、「9問合せ及び提出先」にファックスまたは、電子メールで問い合わせること。

(3) 回答日及び回答方法

令和元年5月24日（金）までに、京都市情報館において公開する。

7 受託者の決定

(1) 受託候補者の決定

「提案内容評価要領」に基づき、本協議会が、企画提案書等の内容について審査を行い、全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

(2) 受託候補者選定結果の通知

審査結果は、令和元年6月17日（月）以降に、全提案者に対して、郵送にて通知する。ただし、通知後、選定理由等についての問合せには一切応じない。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

契約内容については、仕様書及び受託候補者の企画提案書の内容を踏襲する。

なお、受託候補者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

8 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(3) 契約期間

契約の期間は、契約締結日から令和2年3月31日までとする。

(4) 特約事項

ア 契約内容の実現に必要な追加費用は、原則、受託者の負担とする。

イ 企画提案書等に記載された、システムの保守等に関する契約は、次年度以降の契約金額を保証するものではなく、予算の範囲内において実施する。

ウ 受託者が、システムの保守等に関する契約について、企画提案書等に記載された金額で履行できない場合は、本協議会に対し、違約金を支払わなければならない。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本協議会が承認した場合はその限りでない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物（仕様書で指定）を本協議会に納入する。本協議会は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡しを受けたときは、受託者の請求により、委託料を支払う。

(8) 進捗管理

本協議会は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(9) 瑕疵担保責任

ア 本協議会は、成果物に瑕疵があるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を請求することができるものとする。

イ 本協議会は、本協議会の定めた履行期限までに、受託者による瑕疵の修補が困難なため、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

ウ ア及びイは、成果物の瑕疵が本協議会の提供した物や、本協議会の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者が本協議会の提供した物や、本協議会の指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

エ ア、イ及びウによる瑕疵の修補、損害賠償の請求及び契約の解除は、引渡しを受けた日から2年以内に行うものとする。

9 問合せ先及び提出先

「京都ならではの学び・魅力向上」協議会事務局（担当：大久保，石嶋）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

（京都市総合企画局総合政策室大学政策担当内）

TEL 075-222-3103

FAX 075-212-2902

E-mail daigakuseisaku@city.kyoto.lg.jp